

## ( 仮称 )空家等の利活用推進に関する協定書( 骨子案 )

### - 目 的 -

従来の行政単独での空き家相談では、専門的な知識を必要とする相談案件に対し、相談者が求める対応が困難な状況があります。

相談体制の充実には、専門的な知識を有する者との連携が不可欠となります。

本協定に必要な事項を定めることで、特定空家等の発生の予防、空家等の所有者等の意向や物件に応じた活用策や維持管理方策の提案、行政課題の解決に資する公共公益的な空家等の利活用を図るなど、官民の連携による総合的かつ効率的な空家等対策の実施を目的としています。

### - 協定を締結する者 -

宅地建物取引業協会埼玉東支部、三郷市

### - 目指す成果 -

- ・ 双方の連携による効果的な空家等相談窓口運営の実現
- ・ 空家等対策に関する情報発信の強化
- ・ 公共公益的な空家等の利活用に向けた調整の効率化
- ・ 空家等の利活用をはじめとする不動産流通の促進
- ・ 良質な住宅ストックの供給（空家等の発生の予防）
- ・ 空家等の適正管理の協力
- ・ 官民連携による取り組みの明確化 など

**- 市が主体となって取り組む主な事項 -**

- ・ 住宅相談に関する総合窓口を開設し、相談事業を実施します。
- ・ 空家等の利活用に関する情報の発信に努めます。
- ・ 空家等の発生の予防のための啓発を行います。
- ・ 空家等の利活用に関する金融支援策を周知します。

**- 宅建協会が主体となって取り組む事項 -**

- ・ 支部内で空家等対策に関する研修を実施し、その修了者を相談対応者に選任します。
- ・ 市が行う相談事業に、相談を受ける支部会員を派遣します。
- ・ 空家等情報を市と情報共有し、不動産流通の促進を図ります。
- ・ 住宅性能向上リフォームを促進します。